

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-11 安全避難通路に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		VI-1-1-11 安全避難通路に関する説明書	・資料構成の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-11 安全避難通路に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>1. 概要</p> <p>本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第13条第1項第1号に基づき、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路（「第2号機設備」、「第1号機設備、第1,2号機共用」及び「第1号機設備、第1,2,3号機共用」（以下同じ。）」を設置することについて説明するものである。</p> <p>2. 基本方針</p> <p>災害時に、原子炉施設内従事者等が使用する部屋及び区画から屋外への安全な避難のため、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できるよう、非常灯（「第2号機設備」、「第1号機設備、第1,2号機共用」及び「第1号機設備、第1,2,3号機共用」（以下同じ。）」及び誘導灯（「第2号機設備」、「第1号機設備、第1,2号機共用」及び「第1号機設備、第1,2,3号機共用」（以下同じ。）」を配置した安全避難通路を設置する。</p> <p>3. 施設の詳細設計方針</p> <p>発電用原子炉施設には、「建築基準法」（制定昭和25年5月24日法律第201号）及び「建築基準法施行令」（制定昭和25年11月16日政令第338号）に準拠し、安全避難通路を構成する避難階段及び地上へ通じる通路を設ける設計とする。</p> <p>安全避難通路には、建築基準法及び建築基準法施行令に準拠した、非常用の照明装置である非常灯並びに「消防法」（制定昭和23年7月24日法律第186号）及び「消防法施行令」（制定昭和36年3月25日政令第37号）に準拠した、誘導灯を設置する。</p> <p>非常灯は、中央制御室等の原子炉施設内従事者等が常時滞在する居室、居室から地上へ通じる廊下及び階段その他の通路に設置する設計とし、誘導灯は、避難口である旨及び避難の方向を明示する設計とする。</p> <p>非常灯及び誘導灯の取付箇所を添付書類「VI-1-1-12 非常用照明に関する説明書」表2に示し、安全避難通路の設置状況を添付図面「第1-7-1 図から第1-7-40 図 安全避難通路を明示した図面」に記載する。</p>	<p>・プラント構成の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・プラント構成の相違</p> <p>・資料構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-11 安全避難通路に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>なお、非常灯及び誘導灯に関する事項のうち、技術基準規則第13条第1項第2号の要求である照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない設計として、電源、照度等に関する事項について、添付書類「VI-1-1-12 非常用照明に関する説明書」に示す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料構成の相違 ・設備構成の相違 （女川2号炉では標識は設置しない）

本資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。